鳥取県公安委員会告示　　第 97 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条第１項の規定に基づき、次のように意見の聴取を行うので公示する。

令和８年10月14日

鳥取県公安委員会

意見の聴取の期日及び場所

令和８年11月５日　午前10時00分から
鳥取県鳥取市吉方温泉二丁目501番地１　　鳥取県警察本部運転免許課